

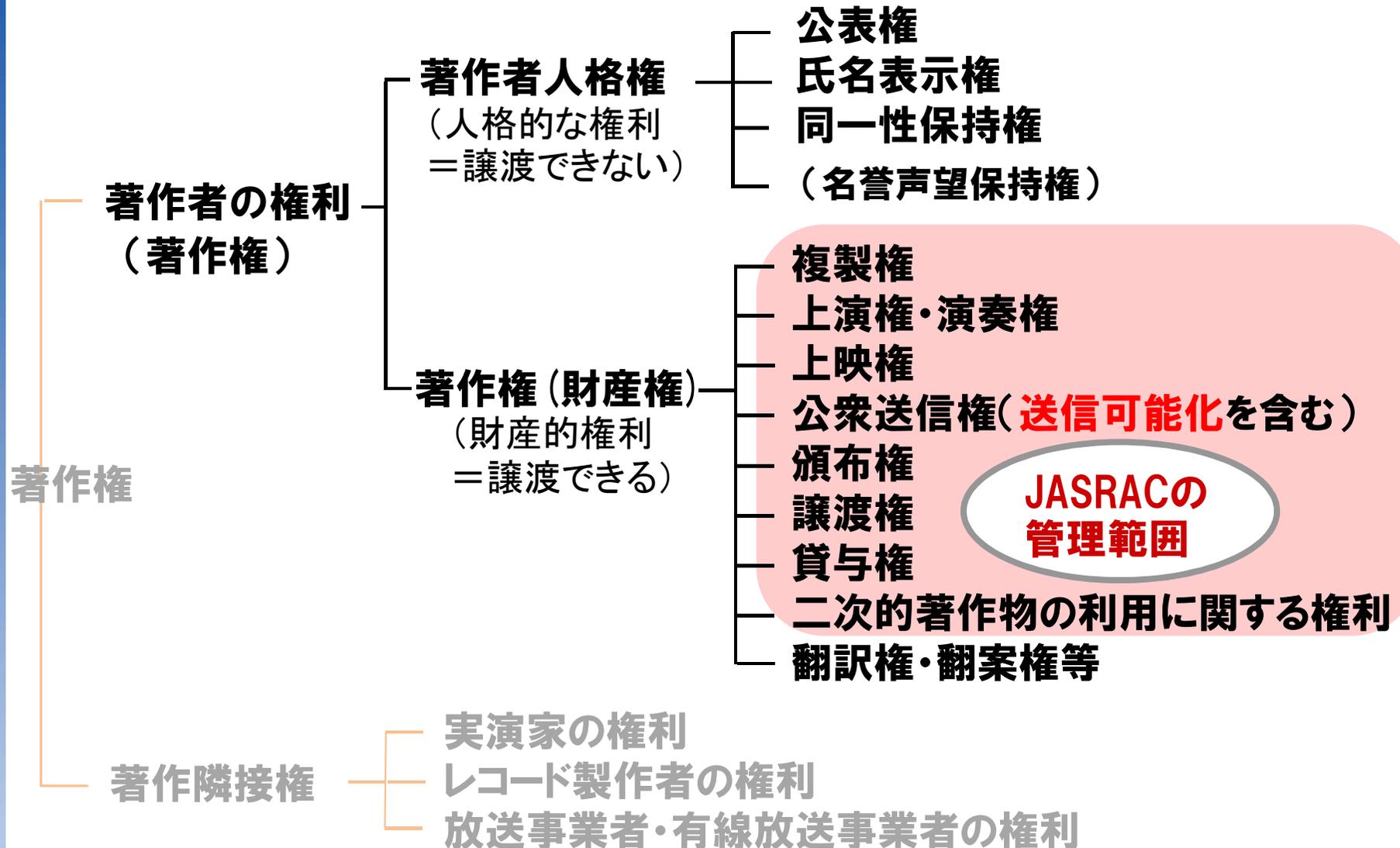
資料 1 - 1

2020年9月18日

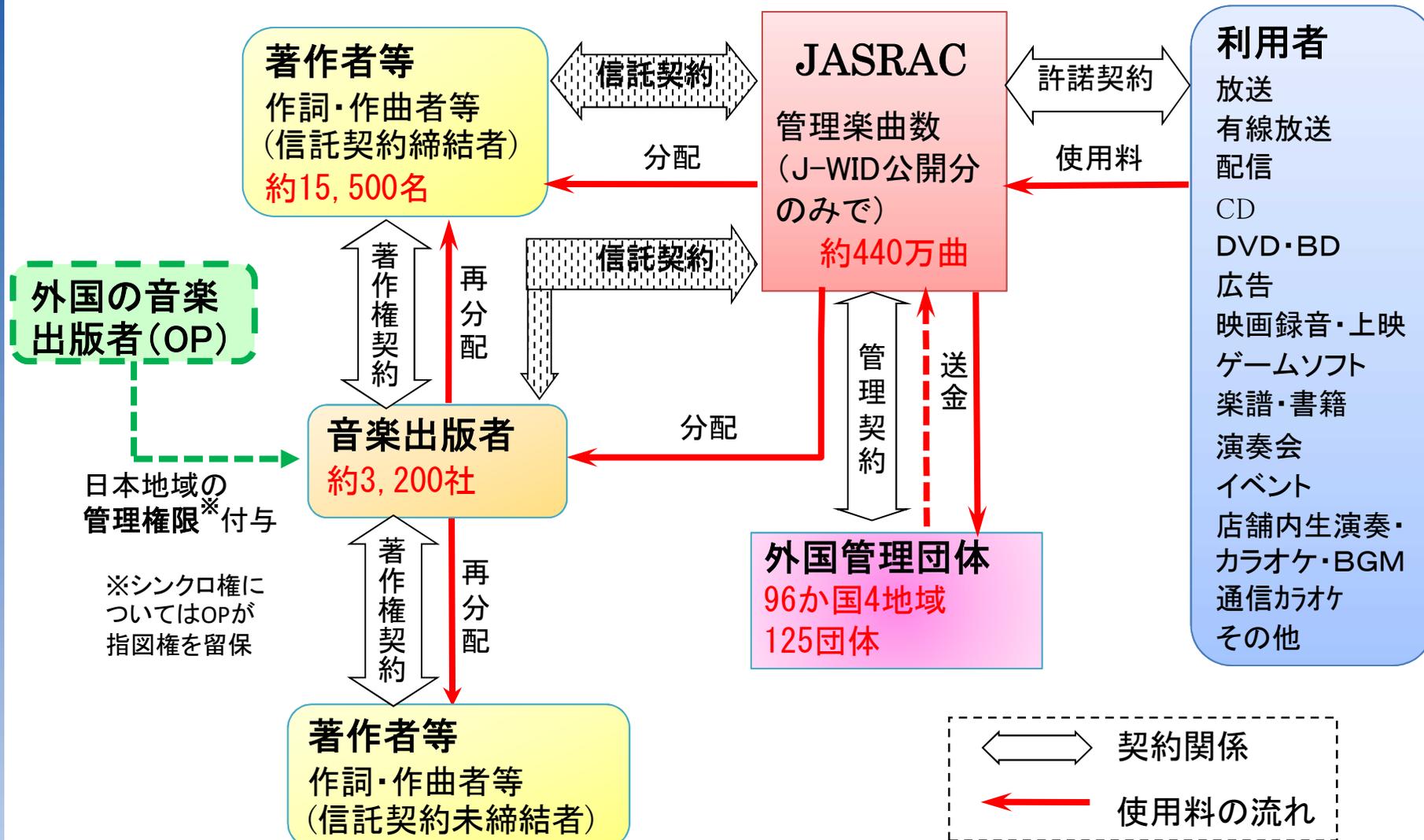
放送の同時配信等に係る権利処理 ～音楽著作権について～

一般社団法人日本音楽著作権協会
常任理事 宇佐美 和男

JASRACの管理する権利の範囲



JASRACの著作権管理の概要



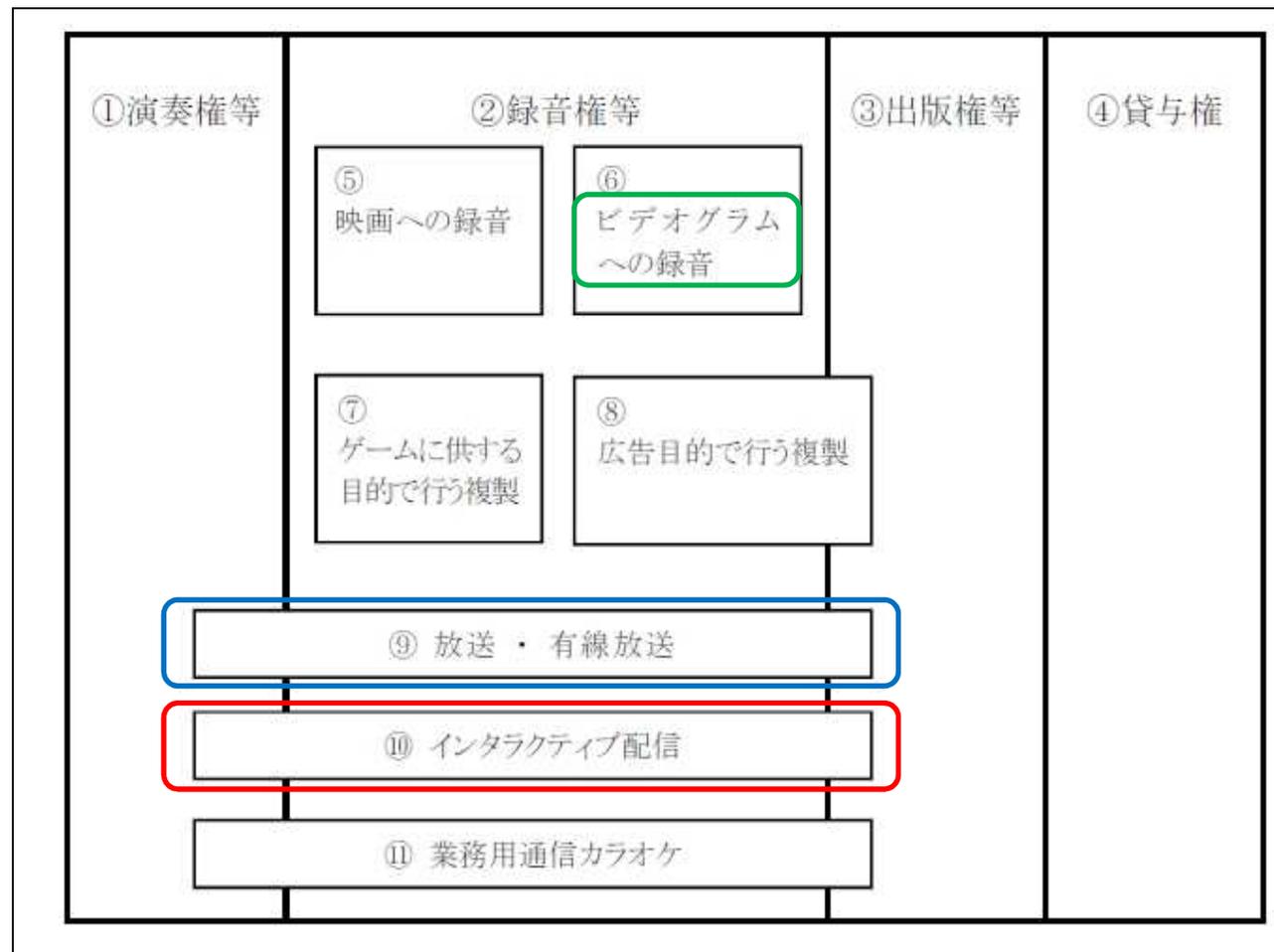
日本地域の
管理権限[※]付与

※シンクロ権に
ついてはOPが
指図権を留保

⇔ 契約関係
← 使用料の流れ

支分権・利用形態の区分

管理委託契約約款 別表第1(第6条関係)



放送事業者との包括利用許諾契約

放送事業者

包括契約

JASRAC

使用料の支払と利用曲目の報告

管理著作物の利用を包括的に許諾

【使用料】

- 放送事業に関わる収入に、使用料率、利用割合を乗じて算出

【曲目報告】

- 使用楽曲のすべて(映画やネットワーク番組は番組名)を報告

【包括契約に含める利用】

- 「放送」及び放送事業者の性質や規模に応じて協議で定める利用

- ・利用曲目報告作業の支援ツール「J-BASS」提供
- ・FP技術の活用を促進

営利を目的としない公の伝達

【著作権法第38条第3項】

放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。）は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

2020年9月18日
一般社団法人日本音楽著作権協会
常任理事 宇佐美和男

補 足 資 料
(著作権法38条3項後段について)

1 この資料の趣旨

この資料は、著作権法38条3項後段の規定(以下「本件規定」といいます。)について問題提起をさせていただくためのものです。

2 問題提起

- (1) 現行著作権法の立案担当者である加戸守行氏によれば、本件規定を設けたのは、「料理飲食店等の営利事業においてラジオ・テレビを通常の家内受信機・受像機でお客様に視聴させる行為」について、「まだ我が国では、そこまで著作権を及ぼすことに社会的・心理的抵抗が強いと考えられ」たからであると解説されています(加戸守行「著作権法逐条講義(六訂新版)」306頁)。
- (2) しかし、現行著作権法の制定から半世紀が経過した現在、文化庁を始め政府の御尽力もあって、我が国においても著作権制度は着実に根付いてきています。
- (3) 昭和45年当時の「社会的・心理的抵抗」を理由に設けられた本件規定を手付かずにしたまま、現在のIT環境を前提にしたコンテンツの流通促進のみが進められるとすれば、『権利処理の円滑化』と『権利保護・適切な対価の還元』という2つの要請をバランスよく並び立たせる」という基本方針に照らし、「バランス」を欠く結果となることも懸念されます。
- (4) そこで、本件規定に関しましては、別途、検討の場を設けていただくことが望ましいと考えます。